

「民間紛争解決業務の認証制度」(仮称)に関する主要な論点

民間の行う裁判外の紛争解決手続について、国民の理解の増進と安心して質の高い手続を利用できる環境の整備を通じて、国民が多様な紛争解決手段の中から自らのニーズにあった手段を自由に選択できる社会を実現するため、民間の紛争解決業務につき認証制度を設け、一般国民にその選択の目安を提供するとともに、その利用について時効中断効その他の法的効果を付与する制度設計を考える場合、以下の論点が考えられる(基本理念等については資料 30 - 2)。 資料 29 - 3 の 1 , 2

なお、認証を受けるかどうかは、あくまで紛争解決業務を行う者の判断に委ね、希望するときは、その申請により、その業務が公正かつ適確な紛争解決業務の遂行を確保するために必要なものとして法令で定める一定の基準に適合することについて、主務大臣の認証を受けることができる一方、認証を受けなくとも、従来どおりの業務を継続できる制度とすることを前提としている。 資料 29 - 3 の 3

1. 公正・適確な裁判外紛争解決手続であることの要素と担保方法

(1) 公正・適確な手続であることの意義

その手続を通じて実効性のある紛争解決が図られるものと見込まれること
国民が安心して質の高い紛争解決手続を利用できる環境を提供

(2) 考えられる公正性・適確性の判断要素(総合的に勘案) 資料 29 - 3 の 4

手続実施者(紛争解決手続の実施を担当する者)の適性や能力
紛争解決手続を適正に実施するために必要な手続の準則
適正な紛争解決業務を提供する前提としての組織などの体制

(注) のみで足りるとする考え方もある。

(3) 考えられる公正性・適確性の担保方法 資料 29 - 3 の 5

公正性・適確性の要素を以下で確保

- ア 認証の要件
- イ 認証事業者の業務遂行上の義務
- 公正性・適確性についての認証後のチェック
- ア 要件適合性の維持や義務の遵守状況の監督(質問検査等)
- イ 義務違反の場合等の的確な業務改善命令や認証取消し

(注) 一定の義務違反の場合等については罰則を科すことも考えられる。

→ 及び の全体を通じて、認証制度の実効性・信頼性を担保

(1) 不適格事由が存在しないこと

[考えられる不適格事由]

申請者又はその役員についての暴力団との一定の関係

(例) 暴力団員等による事業活動の支配、暴力団員等を使用するおそれ

申請者又はその役員についての一定の犯罪歴

(例) 弁護士法等の規定により刑に処せられ執行を終わってから一定期間内

申請者についての認証取消し歴又はその役員についての認証取消し歴のある事業への関与歴

(例) 認証を取り消されてから一定期間内

その他

(2) 業務の内容(取り扱う紛争の分野、手続の種類等)に照らし、公正かつ適確に紛争解決業務を継続して行うことができると認められる能力及び経理的基礎を有すること

[考えられる審査事項]

役員構成及び手続実施者候補者

(注) 役員構成及び手続実施者候補者の適格性は、例えば、資格、経歴、専門分野、実務経験等を総合勘案して判断するものとするのが考えられる。

紛争解決業務を提供する施設等

紛争解決業務の方法及び計画

収支計画又は財産的基礎

その他

(3) 他の業務を行っている場合には、他の業務を行うことによって紛争解決業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

(注) さらに、手続準則の中に所要の規定を置く形で対処すること、認証事業者の業務遂行上の義務として所要の規定を置く形で対処することも含め、なお検討が必要

(4) 公正かつ適確な紛争解決業務の実施に必要な手続準則が存すること

[考えられる審査事項]

紛争解決業務に係る和解等の手続についての通知に関する事項

(趣旨)

当事者の手続保障及び手続の確実な進行の確保

(具体的項目例)

- ・ 通知すべき内容 (手続の申立て、期日の設定、手続の打切り、合意成立時の合意内容についての通知等)
- ・ 通知の方法
- ・ 通知の有無に関する記録の作成保存の方法
- ・ 通知が不能又は困難な場合の対応の方法

手続実施者の選任等に関する事項

(趣旨)

紛争の種類、内容等に応じて適切な手続実施者が選任されることの確保

(具体的項目例)

- ・ 手続実施者の数
- ・ 選任の方法・手続
- ・ 手続実施者の公正・独立を確保するための方法
- ・ 手続実施者 (候補者) の情報 (経歴、専門分野、当事者との利害関係の有無等) についての当事者に対する開示 等

手続の申立て (利用の申込み) に関する事項

(趣旨)

紛争当事者、紛争、請求内容、求める解決内容等の明確化

(具体的項目例)

- ・ 申立てにおいて明らかにすべき事項 (例 : 当事者の名称・住所、紛争、求める解決 (請求) の内容とその理由)
- ・ 申立ての方法
- ・ 申立てを受け付けない事由 等

手続の終了に関する事項

(趣旨)

紛争解決の見込みがない場合等に、紛争の未解決状態の長期化の防止及び長期化に伴う当事者の負担・不利益の軽減と他の紛争解決の場 (訴訟など) への迅速な移行

(具体的項目例)

- ・ 手続実施者による紛争解決の見込みがないときの速やかな手続打切り
- ・ 当事者による和解等の手続による紛争解決を欲しないときの任意の手続終了

手続の記録の作成及び保存に関する事項

(趣旨)

行われた手続の内容の明確化と手続の内容や結果をめぐる事後的な紛争発生の防止

(具体的項目例)

- ・ 記録の調製者
- ・ 記録すべき事項 (例 : 申立て日、申立ての趣旨、期日ごとの手続の概要、手続の終了事由等の結果を含め、紛争解決手続の経過の概要)
- ・ 記録の保管場所・保管期間

(注) 法令上、どの程度まで手続準則の項目を定めるか、また、必ず手続準則に定めなければならない内容自体についても規定する必要があるかについては、なお検討が必要

3 . 考えられる認証事業者の業務遂行上の義務

資料 29 - 3 の 7

(1) 紛争解決業務の実施に関する事項の公表 (情報開示)

[考えられる開示を要する事項]

- 認証事業者の組織・体制
- 取り扱う紛争の種類
- 手続実施者候補者に関する情報 (資格・経歴、専門分野、紛争解決業務の経験等)
- 手続準則
- 手続費用の算定基準
- 紛争解決の実績の概要 等

(2) 利用者に対する手続の内容の説明

[考えられる説明を要する事項]

- 手続準則の内容
- 手続実施者 (候補者) の情報 (一般的情報のほか、当事者との利害関係の有無等を含む。)
- 具体的な手続費用の額
- 和解等の紛争解決についての合意が成立した場合の効力及び合意が成立しなかった場合の事後措置 等

(3) 手続準則の遵守

(4) 暴力団員等の使用の禁止

(5) 業務上の秘密の保持

(6) 利用者等からの苦情の適切な処理

(7) 適切な手続実施者の選任等

[考えられる義務の内容事項]

紛争の分野・内容、手続の種類、必要とされる専門的知識・経験等に
応じた適切な手続実施者の選任の確保

選任された手続実施者の下での公正・適確な手続進行の確保

ア 選任された手続実施者に弁護士が含まれる場合

イ 選任された手続実施者に弁護士が含まれない場合

(考えられる方法)

a . 全ての事案につき弁護士の関与を求める方法

b . 一定の事案・手続段階につき弁護士の関与を求める方法

(a) 法令で規定する特定の事項に関し、又は特定の手続段階において、
弁護士の助言を受けるものとする方法

(b) 認証事業者又は手続実施者が必要と判断した事項に関し、又は手続
段階において、弁護士の助言を受けるものとする方法 (認証事業者は
そのために必要な体制を確保)

c . 認証事業者の判断に委ねる方法 (弁護士の関与につき特段の規律を
設けない)

4 . 考えられる認証後の監督の内容

資料 29 - 3 の 8

(1) 認証事業者がとるべき措置

[考えられる措置]

帳簿書類の作成保存

(趣旨)

認証事業者が継続して認証基準に適合しているかどうか、また、その義務を遵
守して事業を行っているかどうか等を判断する場合の基礎資料の確保

(具体的内容例)

- ・ 取り扱った事案の記録
- ・ 会計関係事項等

(注) 認証の要件や認証事業者の義務の内容による。

事業報告書の提出

(趣旨)

基本的に、帳簿書類の作成・保存と同様

(具体的内容例)

- ・ 取り扱った事案の紛争分野、手続の種別、受付・解決件数等を含め、当該事業年度の業務状況

(2) 認証主体がとることのできる措置

[考えられる措置]

報告徴収

(趣旨)

認証制度の実効性・信頼性を確保するために、事業報告書以外によって、認証要件の適合性や義務の遵守状況を検証する必要がある場合の検証手段の確保
検査

(趣旨)

基本的に、報告徴収と同様
業務改善命令・認証取消し

(趣旨)

認証業務について、認証の要件に適合しないこと、認証事業者の義務その他の法令や行政処分に違反していること、著しく適正を欠く事業運営が認められること等が確認された場合に、認証制度の実効性・信頼性を維持するための手段の確保

(注) 認証の要件の適合性や認証事業者の義務の遵守状況を確認する必要がある限度においては、個別の事案の記録等が報告徴収や検査の対象となりうるが、紛争解決業務の公正かつ適確な運営を確保することを目的として業務全体の運営に関してされるものであり、個々の事案の処理における手続実施者の手続の進め方や和解案を示した場合のその内容の当否自体を問うことを目的とするものではない(例えば、公序良俗違反となる合意が頻発し、認証の要件である公正・適確に紛争解決業務を行う能力に欠けるものとされる場合には、業務改善命令や認証取消しに至ることはありうる。)。

5 . 考えられる認証を受けることによる法律上の効果

資料 29 - 3 の 9

(1) 認証を受けている旨の表示権限

[考えられる効果の内容]

紛争解決業務の用に供する事務所、設備、書面その他の物件に、紛争解決業務が認証を受けている旨の表示を付することの独占的な表示権限
の場合を除き、 の表示又はこれと紛らわしい表示の禁止

(2) 弁護士法第 7 2 条の適用除外 (弁護士以外の者による裁判外の紛争解決手続の実施)

(3) 訴訟手続との連携 (仲裁の場合を除く。)

手続の申立てによる時効の中断

[考えられる効果の内容]

当事者間に紛争解決についての合意が成立する見込みがないとして和解等の手続が打ち切られた場合において、当該和解等の手続の申立人 (利用の申込みをした者) がその旨の通知を受けた日から 30 日以内に当該和解等の手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解等の手続の申立ての時 (利用の申込みを認証事業者が応じた時) に、訴えの提起があったものとみなす (いわゆる個別労働紛争解決促進法の規定と同様の効果) 。

(注) 和解等の手続が行われている間に、認証事業者の認証が取り消された場合の措置等について、なお検討が必要

訴訟手続の中止

[考えられる効果の内容]

当事者間の合意を前提に、受訴裁判所の裁量的判断により、訴訟手続を一定期間中止

(注) 中止の期間を限定すべきかどうか、限定するとした場合に延長を認めるべきか等について、なお検討が必要

調停前置の特例

[考えられる効果の内容]

a . 受訴裁判所の裁量的判断によるものとする考え方

(注) 民事調停法第 24 条の 2 第 2 項及び家事審判法第 18 条第 2 項において、受訴裁判所の裁量的判断によって付調停とするかどうかを決することができることとされていることから、新たな規定は、必須ではないと考えられる。

b . 原則として、調停前置の原則を適用しないものとする考え方

(検討すべき事項)

- ・ 調停前置の原則が適用されないこととなる要件
- ・ 対象となる事件
- ・ 裁判所の民事調停又は家事調停に付する必要性又は相当性が認められる場合の取扱い

6. 認証業務に係る手続で成立した和解の執行力

資料 29 - 3 の 10

(1) 執行力付与の必要性・相当性

執行力を付与すべきでないとする考え方

(注) 既存制度(即決和解、執行証書)の活用策の検討で足りるとする考え方もある。

執行力を付与すべきであるとする考え方

ア 対象となる請求権を限定しないとする考え方

イ 対象となる請求権を、金銭の一定の額の支払等を目的とする請求等に限定する考え方

(2) 執行力を付与する場合に必要とされる付加的・加重的な要件・手続

和解の成立に関する要件

[考えられる要件]

- a. 弁護士が和解等の手続を実施したものであること
- b. 和解に債務者による執行受諾文言が付されていること
- c. 和解の内容について、当事者に読み聞かせるなどして確認を得るものとする
- d. その他

和解の成立等に関する公的な確認・執行文付与の手続

[考えられる手続]

- a. 裁判所の執行決定を得る方法(仲裁判断の場合に準ずる方法)

(考えられる執行拒絶事由)

- ・ 和解が無効であること
- ・ 和解可能性のない事項について和解がされたものであること
- ・ 和解の内容が公序良俗に反すること

- b. その他の方法

(注) 執行証書の制度に準じ、の要件を満たす和解の書面への執行力の付与に、公証人を関与させる方法も考えられる。

7. 認証主体

資料 29 - 3 の 11

(1) 主務大臣

(2) 認証の手続や認証の取消しの手続における第三者機関の関与

(注) 認証の要件・効果等に関する検討結果を踏まえ、認証を受ける者に対する他の制度(公益法人制度など)の下での監督との関係も勘案し、なお検討が必要